

有害物質の種類	元素または物質名	環境基準 (「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。)	規制					その他 荷姿
			化管法	化審法	消防法	毒・劇物取締法	高圧ガス保安法	
カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.01mg/L以下(カドミウム)	第2条特定第1種指定化学物質	対象外	-	-	-	木箱(50kg=1kg種50本) ダンボールケース(20、25、30kg)
	塩化カドミウム		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-199	-	第2条別表第2劇物	-	紙箱(20kg) ダンボールケース(25kg)
	酸化カドミウム		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-202	第9条の3	第2条別表第2劇物	-	ダンボールケース(15kg)
	硫酸カドミウム		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-663	-	第2条別表第2劇物	-	缶(500g) 紙袋(20kg) 紙箱(20kg)
シアン化合物	シアン化水素(青酸)	検出されないこと(全シアン)	第2条第1種指定化学物質	(1)-138	第2条危険物第4類第1石油類水溶性液体(400L) / 第9条の3	第2条別表第1毒物	第2条 (液化ガス)	-
	シアン化カリウム(青化カリウム)		第2条第1種指定化学物質	(1)-1086	第9条の3	第2条別表第1毒物	-	ビン詰(通常取引単位=25、100、500g)
	シアン化ナトリウム(青酸ソーダ)		第2条第1種指定化学物質	(1)-159	第9条の3	第2条別表第1毒物	-	流込 ボール 粉末 = ドラム缶(30、50、100kg)
	シアン化カルシウム		-	-	-	-	-	-
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (EPN)	-	第2条第1種指定化学物質	(3)-2617	-	第2条別表第1毒物	-	粉剤=袋(3kg)、乳剤=ビン(500ml)
鉛及びその化合物	鉛	0.01mg/L以下(鉛)	第2条第1種指定化学物質	対象外	-	-	-	-
	一酸化鉛		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-527	第9条の3	第2条別表第2劇物	-	紙袋(25kg) フレキシブルコンテナ(1t)
	二酸化鉛		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-527	第9条の3	第2条別表第2劇物	-	石油缶(25kg) ダンボールケース(20、25kg)
	硝酸鉛		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-488	第2条危険物第1類硝酸塩類第3種酸化性固体(1,000kg)	第2条別表第2劇物	-	缶(35kg)
六価クロム化合物	クロム酸(無水)	0.05mg/L以下(六価クロム)	第2条特定第1種指定化学物質	(1)-284	第2条危険物第1類クロムの酸化物第1種酸化性固体(50kg)	第2条別表第2劇物	-	結晶=石油缶(25kg) フレーク=石油缶(25kg)
	クロム酸鉛		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-286	第9条の3	第2条別表第2劇物(ただしクロム鉛70%以下を含有するものを除く)	-	紙袋(20、25kg)
	ニクロム酸カリウム(重クロム酸カリウム)		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-278	第2条危険物第1種重クロム酸塩類第3種酸化性固体(1,000kg)	第2条別表第2劇物	-	紙袋(25kg) 石油缶(20、25kg)
	クロム酸ストロンチウム		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-283	第2条危険物第1類酸化性固体第3種酸化性固体(1,000kg)	第2条別表第2劇物	-	紙袋(25kg) 液体=タンクローリー(7t)
	ニクロム酸ナトリウム(重クロム酸ナトリウム)		第2条特定第1種指定化学物質	(1)-284他	-	第2条別表第2劇物	-	第1種=紙袋(25kg) 第2種=紙袋(10kg)
	クロム酸亜鉛		-	-	-	-	-	-
砒素及びその化合物	砒素	0.01mg/L以下(砒素)	第2条特定第1種指定化学物質	対象外	第9条の3	第2条別表第1毒物	-	ビン、アンプル入り(100g、1kg)[高純度品] ドラム缶入り(20-50kg)[低純度品]
	酸化砒素() (無水砒素)		-	-	-	-	-	
	三酸化砒素(亜砒酸 三酸化二砒素)		-	-	-	-	-	-
	アルシン(水素化砒素)		第2条第1種指定化学物質	(1)-1207	第9条の3	第2条別表第1毒物	第2条 (液化ガス)	ボンベ(2.0、0.5、0.2kg)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.0005mg/L以下(総水銀)	第2条第1種指定化学物質	対象外	第9条の3	第2条別表第1毒物	-	鉄筒(34.5kg) 高純度品=ガラスビン(500g、1.5kg) ポリ容器(5kg)
	塩化水銀(II)		第2条第1種指定化学物質	(1)-226	第9条の3	第2条別表第1毒物	-	ビン(500g) ファイバードラム(ポリエチレン内装)(25kg入)
	酸化水銀(II)		第2条第1種指定化学物質	(1)-436	第9条の3	第2条別表第1毒物(ただし酸化水銀5%以下を含む製剤は劇物)	-	茶ビン(500g) ポリエチレン内装ファイバードラム
	塩化メチル水銀		-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下(トリクロロエチレン)	第2条第1種指定化学物質	(2)-105	-	-	-	ドラム缶(200kg) 石油缶(25kg)
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下(テトラクロロエチレン)	第2条第1種指定化学物質	(2)-114	-	-	-	ドラム缶(300kg) 石油缶(25kg)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下(ジクロロメタン)	第2条第1種指定化学物質	(2)-36	-	-	-	ドラム缶(250kg) 石油缶(25kg) タンクローリー(10t)	
四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下(1,2-ジクロロエタン)	第2条第1種指定化学物質	(2)-54	第2条危険物第4類第1石油類非水溶性液体(200L)	-	-	ドラム缶(250kg) 缶(20kg) ローリー
	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下(1,1-ジクロロエチレン)	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下(1,2-ジクロロエチレン)	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下(1,1,1-トリクロロエタン)	第2条第1種指定化学物質	(2)-55	-	-	-	-	ドラム缶(260kg) タンクローリー
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下(1,1,2-トリクロロエタン)	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下(1,3-ジクロロプロペン)	第2条第1種指定化学物質	(2)-125	第2条危険物第4類第2石油類非水溶性液体(1,000L)	第2条別表第2劇物	-	-	缶(20)
テトラム	0.006mg/L以下(テトラム)	第2条第1種指定化学物質	(2)-1820	-	-	-	-	紙袋(20kg)
シマジン	0.003mg/L以下(シマジン)	第2条第1種指定化学物質	(5)-3846	-	-	-	-	水和剤=袋(100g) フロアブル=ビン(1) 粒剤=袋(4kg)
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.02mg/L以下(チオベンカルブ)	第2条第1種指定化学物質	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01mg/L(ベンゼン)	第2条特定第1種指定化学物質	(3)-1	第2条危険物第4類第1石油類非水溶性液体(200L)	-	-	一般高圧ガス保安規則第2条	石油缶(15kg) ドラム缶(170kg) タンク車 タンカー タンクローリー
セレンおよびその化合物	セレン	0.01mg/L以下(セレン)	第2条第1種指定化学物質	対象外	第9条の3	第2条別表第1毒物	-	石油缶(1.5kg) ポリスチレン缶(25kg) ダンボールケース(20kg)
	亜セレン酸		第2条第1種指定化学物質	(1)-431	-	第2条別表第1毒物	-	ビン詰(通常取引単位=25、500g)
	亜セレン酸ナトリウム		第2条第1種指定化学物質	(1)-507	-	第2条別表第1毒物(0.00011%以下のものを除く)	-	スチール缶(25kg)
	セレン化水素		第2条第1種指定化学物質	(1)-1081	-	第2条別表第1毒物	第2条 (液化ガス)	-
ほう素およびその化合物	六フッ化セレン	1mg/L以下(ほう素)	第2条第1種指定化学物質	(1)-568	-	第2条別表第1毒物	-	-
	二硫化セレン		第2条第1種指定化学物質	(1)-63	-	-	-	紙袋(20、25、50kg) フレコンバッグ
	ほう素		第2条第1種指定化学物質	(1)-69	-	-	-	紙袋(500g、25、50kg) 麻袋(50、100kg) フレコン袋(1,000kg)
	四ほう酸ナトリウム		第2条第1種指定化学物質	-	対象外	-	-	-
ふっ素およびその化合物	ふっ素	0.8mg/L以下(ふっ素)	第2条第1種指定化学物質	(1)-332	-	-	-	粉状=紙袋(25kg) ポリエチレン容器(500g)
	ふっ化ナトリウム		第2条第1種指定化学物質	(1)-306	第9条の3	第2条別表第1毒物	-	無水フッ化水素酸(99%以上)=ボンベまたはタンクローリー 希フッ化水素酸(55-80%)=ポリエチレン缶(25kg) 特殊コンテナ(2.5t) タンクローリー(5-9t) 希フッ化水素酸(55%未満)=ポリエチレン缶(20kg) ケミカルドラム(200kg)
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸ナトリウム	10mg/L以下 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)	-	(1)-483	第2条危険物第1類亜硝酸塩類第1種酸化性固体(50kg)	第2条別表第2劇物	-	紙袋(25、30kg) フレコンバッグ
	硝酸		-	(1)-394	第2条危険物第6類硝酸(300kg)(希硝酸は除く)	第2条別表第2劇物(10%以下を含有するものを除く)	-	ポリエチレンビン(48度=35kg、42度および35度=30-33kg) タンクローリー タンク車 タンク船 ポリエチレン缶(20kg)
	硝酸ナトリウム		-	(1)-484	第2条危険物第1類硝酸塩類第3種酸化性固体(1,000kg)	-	-	ポリエチレン内装紙袋(30kg) フレコンバッグ 肥料用=カマス(100kg) 紙袋(25kg) 麻袋(50kg輸入物) 合成品=紙袋(30、50kg)
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下(塩化ビニルモノマー)	第2条特定第1種指定化学物質	(2)-102	-	-	第2条 (液化ガス)	-	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	-	-	-	-	-	-	